別紙様式(R6.5月版)

基準日	2024.7.1	現在

有料老人ホーム重要事項説明書（住宅型専用）

施設名	ベストライフ三鷹
定員・室数	64　人　・　64　室

有料老人ホームの類型・表示事項

類型	住宅型
サ付登録の有無	無
居住の権利形態	利用権方式
利用料の支払方式	選択方式
入居時の要件	混合型（自立含む）
介護保険の利用	居宅サービス利用可
居室区分	定員１人

１　事業主体

名称	法人等の種別	営利法人		
	ﾌﾘｶﾞﾅ	ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬｱｽﾓｶｲｺﾞｻｰﾋﾞｽ		
	名称	株式会社アスモ介護サービス		
主たる事務所の所在地	〒 163-0825			
	東京都新宿区西新宿2-4-1　新宿ＮＳビル25階			
連絡先	電話番号	03-3349-1076		
	ファックス番号	03-3349-1020		
ホームページ	https://www.asmokaigo.co.jp			
代表者職氏名	役職名	代表取締役	氏名	赤澤　優
設立年月日	平成24年7月2日			
主な事業等	有料老人ホーム運営・訪問介護事業所・居宅介護支援事業			

事業主体が東京都内で実施する介護保険制度による指定介護サービス

介護サービスの種類	箇所数	主な事業所の名称	所在地
＜居宅サービス＞			
訪問介護	5	アスモ介護サービス白糸台	東京都府中市清水が丘3-22-8増田店舗1階
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	なし		
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
＜地域密着型サービス＞			
定期巡回・随時訪問介護・看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
複合型ｻｰﾋﾞｽ（看護小規模多機能型居宅介護）	なし		
居宅介護支援	1	アスモ介護サービス東京	東京都武蔵野市緑町1-5-18
＜居宅介護予防サービス＞			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		

介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	なし		
介護予防福祉用具貸与	なし		
介護予防特定福祉用具販売	なし		
＜地域密着型介護予防サービス＞			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		
＜介護保険施設＞			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

２　事業所概要

名称	フリガナ	ﾍﾞｽﾄﾗｲﾌﾐﾀｶ		
	名称	ベストライフ三鷹		
所在地	〒 181-0005	東京都三鷹市中原3-4-7		
連絡先	電話番号	0422-24-2070		
	ファックス番号	0422-72-7720		
ホームページ	http://			
管理者職氏名	役職名	施設長	氏名	井上　学
事業開始年月日	平成 29 年 4 月 1 日			
届出年月日	平成 28 年 1 月 27 日			
届出上の開設年月日	平成 29 年 4 月 1 日			
事業所へのアクセス	京王線「つつじヶ丘」駅より徒歩19分（約1,500m） 京王線「仙川」駅北口小田急バス乗り場より、「鷹54系統三鷹駅行」、「吉03系統吉祥寺駅中央口行」乗車、「中原小学校」停留所下車徒歩4分（約300m）			

施設・設備等の状況

敷地	権利形態	ー	抵当権	あり
	面積	2996.12 ㎡		
建物	権利形態	賃貸借	抵当権	あり
	延床面積	2510.85 ㎡　うち有料老人ホーム分 2510.85 ㎡		
	竣工日	平成 28 年 12 月 26 日		
	階数	地上 3 階　地下 0 階		
		うち有料老人ホーム分　地上 3 階　地下 0 階		
	構造	耐火建築物	建築物用途区分	老人ホーム
	併設施設等	あり　（　訪問介護事業所　）		
賃貸借契約の概要	建物	契約期間	平成29年1月1日　～　令和24年3月31日	
		自動更新	あり	

居室	階	定員	室数	面積
	1階	1人	2	18 ㎡ ～ 18 ㎡
	2階	1人	31	18 ㎡ ～ 18 ㎡
	3階	1人	31	18 ㎡ ～ 18 ㎡
				㎡ ～ ㎡
				㎡ ～ ㎡

一時介護室	階	定員	室数	面積
				㎡ ～ ㎡
				㎡ ～ ㎡

居室内の設備等			
	便所	全室あり	
	洗面	全室あり	
	浴室	なし	
	冷暖房設備	全室あり	
	電話回線	なし	（　）
	テレビアンテナ端子	全室あり	（設置各自、料金負担も各自）

共同便所	3 箇所		（ 男女共用 ）	
共同浴室	個浴： 1	大浴槽： 1	機械浴： 1	
	併設施設との共用	なし （ ）		
食堂	兼用	なし （ ）		
	併設施設との共用	なし （ ）		
その他の共用施設	あり （ 相談室、健康管理室、洗濯室、理美容室 ）			
エレベーター	あり 2 基			
消防設備	自動火災報知設備： あり	火災通報装置： あり	スプリンクラー： あり	
緊急呼出装置	居室： あり	便所： あり	浴室： あり	脱衣室： あり

３ 従業者に関する事項

職種別の従業者の人数及びその勤務形態

① 有料老人ホームの職員の人数及びその勤務形態

職種＼実人数	常勤 専従	常勤 非専従	非常勤 専従	非常勤 非専従	合計	常勤換算人数	兼務状況 等
管理者（施設長）		1			1人		訪問介護事業所管理者
生活相談員		1			1人		事務員
看護職員：直接雇用			2		2人		
看護職員：派遣					0人		
介護職員：直接雇用			21		21人		
介護職員：派遣					0人		
機能訓練指導員					0人		
計画作成担当者					0人		
栄養士					0人		業務委託 委託先：株式会社アスモフードサービス
調理員					0人		
事務員		1	1		2人		生活相談員
その他従業者			3		3人		

② １週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 38 時間

③－１ 介護職員の資格

資格＼延べ人数	常勤 専従	常勤 非専従	非常勤 専従	非常勤 非専従
介護福祉士			11	
実務者研修			6	
介護職員初任者研修			4	
介護支援専門員				
たん吸引等研修（不特定）				
たん吸引等研修（特定）				
資格なし				

③－２ 機能訓練指導員の資格

資格＼延べ人数	常勤 専従	常勤 非専従	非常勤 専従	非常勤 非専従
理学療法士				
作業療法士				
言語聴覚士				
看護師又は准看護師				
柔道整復師				
あん摩マッサージ指圧師				
はり師又はきゅう師				

③－３ 管理者（施設長）の資格 介護福祉士

④ 夜勤・宿直体制

配置職員数が最も少ない時間帯	19 時 0 分～ 翌7 時 0 分
上記時間帯の職員配置数	介護職員 2 人以上 看護職員 0 人以上

従業者の職種別・勤続年数別人数（本事業所における勤続年数）

勤続年数＼職種	看護職員 常勤	看護職員 非常勤	介護職員 常勤	介護職員 非常勤	生活相談員 常勤	生活相談員 非常勤	機能訓練指導員 常勤	機能訓練指導員 非常勤	計画作成担当者 常勤	計画作成担当者 非常勤
１年未満		0		3						

１年以上３年未満		0		1						
３年以上５年未満		1		8						
５年以上10年未満		1		9	1					
10年以上										
合計	0	2	0	21	1	0	0	0	0	0

４ サービスの内容

提供するサービス			
食事の提供サービス			あり　（　委託　）
食事介助サービス			なし
入浴介助サービス			なし
排せつ介助サービス			なし
口腔衛生管理サービス			なし
居室の清掃・洗濯サービス等家事援助サービス			なし
相談対応サービス			あり
健康管理サービス（定期的な健康診断実施）			あり
服薬管理サービス			あり
金銭管理サービス			なし
定期的な安否確認の方法			オンコール設備（各居室、室内トイレ、共用トイレ、脱衣室、浴室）、 介護職員による安否確認を実施（食事時等必要に応じて）
施設で対応できる医療的ケアの内容	対応可能な医療的ケア		胃ろう、在宅酸素、バルーン、ＭＲＳＡ、人工肛門、インスリン
	応相談		鼻腔栄養、ＩＶＨ、がん末期、人工透析
	不可		気管切開
	※但し症状によっては対応できない場合もあります。 ※施設の看護師により、上記医療的ケアを提供します。		
医療機関との連携・協力			
	協力医療機関(1)	名称	医療法人社団　長伸会　メディカルライフ世田谷クリニック
		所在地	東京都世田谷区桜丘4-16-9（約8.8km／車で約18分）
		協力の内容	（診療科目）内科 （協力内容）訪問診療
	協力医療機関(2)	名称	医療法人　啓仁会　吉祥寺南病院
		所在地	東京都武蔵野市吉祥寺南町3-14-4（約3.5km／車で約11分）
		協力の内容	（診療科目） 外科、消化器科、大腸肛門外科、内科、消化器内科、循環器科、 脳神経外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、麻酔科、放射線科、リハビリテーション科 （協力内容） 外来受診、入院等緊急対応
	協力歯科医療機関	名称	医療法人社団　啓至会　武蔵野わかば歯科
		所在地	東京都武蔵野市境南町2-11-22第一飛翔ビル2階（約5.6km／車で約20分）
		協力の内容	（診療科目）歯科 （協力内容）訪問歯科
利用者の個別的な選択によるサービス提供			あり
運営懇談会の開催			あり　（ 年　2　回予定）
入居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置			
自費によるショートステイ事業			なし
入居に当たっての留意事項			
入居の条件	年齢		概ね60歳以上
	要介護度		自立～要介護5
	医療的ケア		胃ろう、在宅酸素、バルーン、ＭＲＳＡ、人工肛門、インスリン
	認知症		可
	その他		共同生活を円滑に過ごせる方
身元引受人等の条件、義務等			身元引受人・返還金受取人をそれぞれ一名定めて頂きます。身元引受人は利用料等の支払いについて入居者と連帯して責任を負うことになります。また入居契約が解約された時に、入居者を引き取ることになります。
	利用期間		3泊4日から7泊8日

体験入居	利用料金	1泊2日税別10,400円(税込11,440円) 宿泊費・食費・介護サービス費・共用施設利用料として
	その他	介護保険は適用外となります。
入院時の契約の取扱い	・居室利用権は継続されます。 ・費用負担については月額利用料表のとおり	
やむを得ず身体拘束を行う場合の手続	入居契約書第7条四号により、介護サービスの提供に当たっては、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行いません。ただし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、あらかじめ非代替性、一時性、切迫性の3つの要件についてそれぞれ検討のうえ、その経過及び結果を記録するとともに、利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めます。実施に当たっては、身体拘束に関する態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、利用者本人、身元引受人及び監督官庁の求めにより閲覧に応じます。また、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除することとします。	
事業者からの契約解除	（事業者からの契約解除）※入居契約書第28条より 事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことが本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上困難と認められる場合に、本契約を解除することがあります。 一　入居契約書等に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居した時 二　月額利用料その他の支払いを正当な理由なく、2ヶ月以上遅滞する時 三　入居契約書第20条（禁止又は制限される行為）の規定に違反した時 四　入居者の行動が、本人又は他の入居者又は事業者の役員及び職員の生命又は健康に危害を及ぼす恐れがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができない時 五　四の原因が認知症等、特別の身体状況によるものであり、環境が整えば継続的に施設介護が可能であると判断できた場合には身元引受人との相談の上で、認知症受け入れ可能な施設への移動を可とします。 六　建物及び、その付帯設備を故意又は重大な過失により破損、滅失せしめた時 七　入居者またはその家族・身元引受人・返還金受取人等関係者による、事業者の役員及び職員や他の入居者等に対するハラスメントにより、入居者との信頼関係が著しく害され事業の継続に重大な支障が及んだ時 ２　前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は次の各号の手続きによって行います。 一　本条第1項第一、三、四、五号によって契約を解除する場合には、契約解除の通告について90日の予告期間をおく 二　本条第1項第二号（料金支払いの遅滞）によって契約を解除する場合には、契約解除の通告について90日の予告期間をおく 三　前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける 四　解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等と協議し、移転先の確保について協力する ３　本条第1項第四号によって契約を解除する場合には、事業者は前項に加えて次の各号の手続きを行います。 一　医師の意見を聴く 二　一定の観察期間をおく	

要介護時における居室の住み替えに関する事項

一時介護室への移動		なし
	判断基準・手続	なし
	利用料金の変更	なし
	前払金の調整	なし
	従前居室との仕様の変更	なし
その他の居室への移動		あり
	判断基準・手続	認知症等、特別な身体状況により、その居室にて介護が不可能になったと事業者が判断した場合、当施設内で専用居室を移動していただくことがあります。この場合、一定の観察期間を設け、医師の意見を聞いた上で、入居者本人及び身元引受人、それぞれの同意を得て、住み替えていただきます。この際、追加費用は発生しません。 但し、入居者及び身元引受人からの申し出の場合、理由の如何に関わらず、入居されていた居室の解約手続きを行った上で、新たな居室の入居手続きを行う必要があります。この際、別途費用が発生します。
	利用料金の変更	あり
	前払金の調整	なし

従前居室との仕様の変更	あり
提携ホーム等への転居	あり　　提携会社及び当社の運営する他施設
判断基準・手続	入居者の都合により、提携会社及び当社の運営する他施設への移動を希望される場合、居室が空いていれば可能です。但し、退去の手続きを行った上で、新たに移動先施設の入居契約手続きが必要です。この際、移動先施設の前払金が別途に必要となります。また、移動前の施設の返還金は退去手続きが完了した月の2ヶ月後の月末に返還されます。 認知症等、特別な身体状況により、適切な介護サービス提供のため、提携会社及び当社の運営する他施設へ移動していただくことがあります。この場合、一定の観察期間を設け、医師の意見を聞いた上で、入居者及び身元引受人、それぞれの同意を得て、住み替えていただきます。この時、新たな前払金は発生しませんが、月額利用料及び利用システム、サービス等は住み替え先のものが適用されます。
利用料金の変更	あり（移動先の施設により変更）
前払金の調整	なし
従前居室との仕様の変更	あり（移動先の施設により変更）

苦情対応窓口	
窓口の名称１	ベストライフ三鷹　管理者
電話番号	0422-24-2070
対応時間	9:00　～　18:00　（　月曜日から日曜日　）
窓口の名称２	株式会社アスモ介護サービス　苦情相談窓口
電話番号	03-3349-1076
対応時間	9:00　～　18:00　（　土、日、祝祭日除く　）
窓口の名称３	東京都福祉局 高齢者施策推進部 施設支援課 施設運営調整担当
電話番号	03-5320-4296（直通）
対応時間	9:00　～　17:00　（　土、日、祝祭日除く　）
賠償責任保険の加入	あり　　保険の名称：ウォームハート(損害保険ジャパン株式会社)

利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組	あり		
東京都福祉サービス第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし
その他機関による第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし

５ 入居者

介護度別・年齢別入居者数　平均年齢：　88.5　歳　入居者数合計：　56　人

年齢＼介護度	自立	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
６５歳未満	0	0	0	0	0	0	1	0
６５歳以上７５歳未満	0	0	0	2	0	1	0	1
７５歳以上８５歳未満	0	0	0	1	1	4	0	1
８５歳以上	0	3	0	10	6	3	17	5
合計	0	3	0	13	7	8	18	7

入居継続期間別入居者数

入居期間	6月未満	6月以上1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上	合計
入居者数	8	16	15	17	0	0	56

男女別入居者数	男性：　14　人　女性：　42　人
入居率（一時的に不在となっている者を含む。）	88　％　（定員に対する入居者数）

直近１年間に退去した者の人数と理由

理由	人数	理由	人数
自宅・家族同居	1	その他の福祉施設・高齢者住宅等へ転居	0
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）へ転居	1	医療機関への入院	6
介護老人保健施設へ転居	0	死亡	5
介護療養型医療施設へ転居	1	その他	0
他の有料老人ホームへ転居	1	退去者数合計	15

６ 利用料金

入居準備費用	なし　　円

明内細訳	
支払日・支払方法	
解約時の返還	

敷金	なし
金額	円 ※退去時に滞納家賃及び居室の原状回復費用を除き全額返還する。

家賃及びサービスの対価

プランの名称	前払金	月額利用料	（内訳）				
			家賃	管理費	介護費用	食費	光熱水費
月払いプラン	0円	税別229,000円 税込235,740円	150,000円 （非課税）	税別20,000円 税込22,000円		税別58,000円 税込62,640円	税別1,000円 税込1,100円 ※水道代
前払金プラン	380万円	税別164,000円 税込170,740円	85,000円 （非課税）	税別20,000円 税込22,000円		税別58,000円 税込62,640円	税別1,000円 税込1,100円 ※水道代

各料金の内訳・明細		
	前払金	月額単価(150,000円－85,000円）×想定居住期間（60ヶ月）を基礎にして算出 （月額単価の説明） 当該施設の設備に要した費用、管理事務費、地代に相当する額等を基礎とし、近傍同種の受託家賃から算定される額として月額家賃相当額を設定 （想定居住期間の説明） 当社運営施設の平均入居期間 5年の実日数（うるう年毎に1日加算します。） ・(公社)全国有料老人ホーム協会入居者基金約4万人データより （男女比率3：7、入居時（男性）81歳、（女性）84歳、想定入居期間7年） ・当社実績値（男女比率3：7、男性入居時年齢81.3歳、平均入居期間3.8年、女性入居時年齢84.2歳、平均入居期間4.9年、男女混合平均入居期間4.6年） 上記値を踏まえ想定居住期間を5年の実日数と設定
	家賃	賃料：当該施設の設備に要した費用、地代に相当する額等を基礎とし、近傍同種の受託家賃から算定される額として月額家賃相当額を設定。 月払いプラン　150,000円（非課税）、前払金プラン　85,000円（非課税）
	管理費	管理費：管理部門に関わる経費及び共用施設・設備の維持管理費 税別20,000円/月（税込22,000円）
	介護費用	自立の方、要介護認定を受けていない方で生活サポート（日用品の買物代行、居室清掃、洗濯等）を希望される場合、税別20,000円/月（税込22,000円）で生活サポートをさせていただきます。生活サポート費は、利用日起算の日割計算となります。 ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。
	食費	朝食　　円・昼食　　円・夕食　　円　　間食　　円 １日当たり　税別800円（税込864円）　円　　×　30日で積算 ※食費の消費税は、8%となります（軽減税率適用） 業務委託費　34,000円（税込36,720円）など （食事をキャンセルする場合の取扱いについて） ※1日三食ともお召し上がりにならない場合に限り1日分の食材費は発生致しません。 尚、食事を召し上がらない場合は2日前までに事務員に申し出て下さい。
	光熱水費	・専用居室内の光熱費は別途実費負担（個別メーターによる） ・専用居室内の水道代　Aタイプ税別1,000円（税込1,100円）／月

前払金の取扱い

支払日・支払方法	入居前一括納入	
償却開始日	入居日の翌日	
返還対象としない額	なし	
	位置づけ	
契約終了時の返還金の算定方式	返還金＝前払金÷(想定居住期間の日数)×(想定居住期間－入居期間) ※想定居住期間は5年間の実日数とします（うるう年毎に1日加算します）。 ※退去による前払金及び月額利用料の返還は、契約終了日（居室明け渡し日）の2ヶ月後の月末に返還とします。 ※契約を解除し退去した時点で返還金算定式により返還金が算定されます。	
	期間：３か月　　起算日：入居した日	

短期解約（死亡退去含む）の返還金の算定方式	入居日の翌日から起算して三月以内に契約解除の申し出があった場合（死亡退去を含む）、前払金から、(前払金の1ヶ月相当額を30で除した額)×(入居日から契約終了日までの日数)に相当する額を控除した額を返還します。但し、未入居のまま解約された場合、入居予定日の翌日が前払金償却の起算日となります。退去による前払金の返還は、契約終了日（居室明け渡し日）の2ヶ月後の月末に返還とします。又、既に受領済みの月額利用料は入居日（未入居の場合は入居予定日）から契約終了日（居室明け渡し日）までの利用料を控除した額を返還します。生活サポート費、行事費については三月以内の契約終了の場合、未利用日分が返還されます。契約解除の申し出は、書面によるものとします（月払いプランは非該当となります）。
返還期限	契約終了日から　　3ヶ 月以内
保全措置	あり　　保全先：前払金の保全措置は、株式会社アスモ介護サービスを委託者、株式会社山田エスクロー信託を受託者、目的施設入居者を受益者とする信託保全契約を締結しています。この信託契約により保全金額に相当する部分が保全されます。（月払いプランは非該当となります）
その他留意事項	

月額利用料の取扱い	
支払日・支払方法	前月末に次月分を口座引落します（入居者宛に費用項目と明細をつけて毎月27日までに請求し、銀行口座から自動引落します）。 施設はこれに基づき銀行口座から自動引落します。
その他留意事項	行事費　税別1,000円（税込1,100円）／月 使途：おやつ、レクリエーション費用等の一部として(係る費用の積立金含む) ※1ヶ月間一度もレクリエーション等に参加されなかった場合に限り当月分を返還するものとします。 ※生活サポート費、行事費は三月以内の契約終了の場合、未利用日分が返還されます。 ※管理費、食費、生活サポート費に消費税が課税されます。
利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料	一部有料（サービスごとの料金は一覧表のとおり）
料金改定の手続	
	人件費、物価の変動等に基づき、入居者及び身元引受人の意見を聴いて改定します。

【料金プランの一例】　　最も一般的・標準的なプランについて記入すること。

プランの名称	

単位：円

入居準備費用	敷金	前払金	月額利用料
		380万円	税別164,000円 税込170,740円

※利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料及び介護保険サービスの自己負担額は含まない。

7　入居希望者等への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付	財務諸表の要旨	入居希望者に公開
管理規程	入居希望者に交付	財務諸表の原本	入居希望者に公開
事業収支計画書	入居希望者に公開	その他開示情報	なし

添付書類：　介護サービス等の一覧表
　　東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

重要事項説明書及び一覧表・適合表の各項目について説明を受け、理解しました。

令和　　年　　月　　日

署名

説明年月日
令和　　年　　月　　日

説明者職・氏名

職

署名

重要事項説明書　別紙

介 護 サ ー ビ ス 等 の 一 覧 表（参考様式）

	（自立）		（要支援Ⅰ・Ⅱ、要介護Ⅰ～Ⅳ）		（要介護Ⅴ）		備考
介護を行う場所	一般居室		一般居室		一般居室		基本的にケアプランに基づき訪問介護事業所等からサービスをお受けいただきます。
	前払金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	前払金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	前払金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	
〈生活サービス〉							
○居室清掃	―	○	―	―	―	―	基本的に訪問介護事業所等にて提供
○リネン交換	―	○	―	―	―	―	**※自立の方で希望される場合は、生活サポート費税別20,000円/月（税込22,000円）を頂きます。**
○洗濯	―	○	―	―	―	―	
○居室配膳・下膳	○	―	○	―	○	―	体調不良時等状況に応じて
○食事サービス	○	―	○	―	○	―	
○嗜好に応じた特別食	○	―	○	―	○	―	治療食の提供 (看護師、医師の指示による)
○おやつ	―	―	―	―	―	―	
○理美容	―	○	―	○	―	○	理美容の機会提供 利用費用は実費負担
○買物代行 （通常の利用区域）	―	○	○	―	○	―	月2回 ※自立の方で希望される場合は、生活サポート費税別20,000円/月（税込22,000円）を頂きます。
○買物代行 （上記以外の区域）	―	―	―	―	―	―	
○クリーニングの取次	○	―	○	―	○	―	
○宅配郵便物の取次	○	―	○	―	○	―	
○役所手続き代行	―	―	―	―	―	―	
○金銭・貯金管理	―	―	―	―	―	―	
〈健康管理サービス〉							
○定期健康診断	―	○	―	○	―	○	年2回の機会提供 （健康診断料は実費）
○健康相談	○	―	○	―	○	―	看護師による相談
○生活指導、栄養指導	○	―	○	―	○	―	看護師による指導
○生活リズムの記録（排便・睡眠等）	―	―	―	―	―	―	
○医師の往診	―	○	―	○	―	○	医療保険制度で支給される以外の費用は入居者負担
〈入退院時、入院中のサービス〉							
○移送サービス	同行（送迎）（月2回迄）	同行(送迎)（実費）	同行（送迎）（月2回迄）	同行(送迎)（実費）	同行（送迎）（月2回迄）	同行(送迎)（実費）	片道5キロまでの同行（送迎）は1往復目を片道税別500円(税込550円)、2往復目からは片道税別1,000円(税込1,100円)とします。片道5キロ以上10キロまでの同行（送迎）は1往復目を片道税別1,000円(税込1,100円)とし、2往復目からは片道税別2,000円（税込2,200円）とします。片道10キロ以上の同行（送迎）は行いません。
○入退院時の同行（協力医療機関）	同上	同行(送迎)（実費）	同上	同行(送迎)（実費）	同上	同行(送迎)（実費）	
○入退院時の同行（協力医療機関以外）	―	同行(送迎)（実費）	―	同行(送迎)（実費）	―	同行(送迎)（実費）	
○入院中の洗濯物交換・買物	―	―	―	―	―	―	
○入院中の見舞い訪問	適宜	―	適宜	―	適宜	―	

※協力医療機関への同行（送迎）費用は、月2回迄月額利用料に含まれますが、3回目以降より実費負担とさせていただきます。
※協力医療機関以外の場合は、その都度実費負担となります。

介 護 サ ー ビ ス 等 の 一 覧 表（参考様式）

	（自立）		（要支援Ⅰ・Ⅱ、要介護Ⅰ～Ⅳ）		（要介護Ⅴ）		備考
介護を行う場所	一般居室		一般居室		一般居室		基本的にケアプランに基づき訪問介護事業所等からサービスをお受けいただきます。※
	前払金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	前払金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	前払金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	
〈介護サービス〉							
○巡回							
・昼間 9時～17時	○	―	○	―	○	―	昼間：必要に応じて 夜間：必要に応じて
・夜間　　～	○	―	○	―	○	―	
○食事介助	―	―	―	―	―	―	◎基本的に訪問介護事業所等にて提供
○排泄介助	―	―	―	―	―	―	◎基本的に訪問介護事業所等にて提供
○おむつ交換	―	―	―	―	―	―	◎基本的に訪問介護事業所等にて提供
○おむつ代	―	実費	―	実費	―	実費	
○入浴（一般浴）							★入浴機会提供
・清拭	―	―	―	―	―	―	◎基本的に訪問介護事業所等にて提供
・介助	―	―	―	―	―	―	自立の方で希望される場合は、生活サポート費税別20,000円/月（税込22,000円）を頂きます。
○特浴介助	―	―	―	―	―	―	◎基本的に訪問介護事業所等にて提供
○身辺介助							
・体位交換	―	―	―	―	―	―	◎基本的に訪問介護事業所等にて提供
・居室からの移動	―	―	―	―	―	―	◎基本的に訪問介護事業所等にて提供
・衣類の着脱	―	―	―	―	―	―	◎基本的に訪問介護事業所等にて提供
・身だしなみ介助	―	―	―	―	―	―	◎基本的に訪問介護事業所等にて提供
○口腔衛生管理	―	―	―	―	―	―	◎基本的に訪問介護事業所等にて提供
○機能訓練	―	―	―	―	―	―	
○通院の介助（協力医療機関）	同行（送迎）（月2回迄）	同行(送迎)（実費）	同行（送迎）（月2回迄）	同行(送迎)（実費）	同行（送迎）（月2回迄）	同行(送迎)（実費）	片道5キロまでの同行（送迎）は1往復目を片道税別500円（税込550円）、2往復目からは片道税別1,000円（税込1,100円）とします。片道5キロ以上10キロまでの同行（送迎）は1往復目を片道税別1,000円（税込1,100円）とし、2往復目からは片道税別2,000円（税込2,200円）とします。片道10キロ以上の同行（送迎）は行いません。
○通院の介助（上記以外）	―	同行(送迎)（実費）	―	同行(送迎)（実費）	―	同行(送迎)（実費）	
○付き添い	―	実費(個別要望による場合)	―	実費(個別要望による場合)	―	実費(個別要望による場合)	ヘルパーによる付き添い介助 1時間税別3,000円(税込3,300円) 夜間　税別5,000円(税込5,500円)
○緊急時対応							
・オンコール	○	―	○	―	○	―	適宜対応
〈その他のサービス〉							
○レクリエーションの実施	○	―	○	―	○	―	
○居室の維持管理費	○	―	○	―	○	―	
○共有部分の環境整備	○	―	○	―	○	―	

※基本的にケアプランに基づき訪問介護事業所等からサービスをお受けいただき、施設内での生活に必要な介護保険サービスが優先されます。

※◎に表記されているサービスは、訪問介護事業所等による施設内での生活に必要な介護保険サービスをご利用された上で施設側が必要と判断し入居者の同意を得て提供するものです。

※協力医療機関への同行（送迎）費用は、月2回迄月額利用料に含まれますが、3回目以降より実費負担とさせていただきます。

※協力医療機関以外の場合は、その都度実費負担となります。

基準日：2024.7.1

施設名：ベストライフ三鷹

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

	指針項目	該当に○	備考
安定的・継続的な居住の確保のための項目			
1	有料老人ホーム事業の継続を制限する恐れのある抵当権が設定されていないか。	○ 適合 ・ 不適合	
2	借地・借家の場合、入居者の居住の継続を確実なものとするため、指針4(3)から(5)までに定めるすべての要件を満たしているか。	○ 適合 ・ 不適合 ・ 非該当	
緊急時の安全確保のための項目			
3	有料老人ホーム(児童福祉施設等)の建物として建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されているか。	○ 適合 ・ 不適合	
4	耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	○ 適合 ・ 不適合	
5	各居室・各トイレ・浴室・脱衣室のすべてにナースコール等緊急呼出装置を設置しているか。	○ 適合 ・ 不適合	
6	【収容人員(従業員含む。)10人以上の施設】 消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施しているか。	○ 適合 ・ 不適合 ・ 非該当	
7	消防法施行令に定める消防用設備(スプリンクラー設備等)を設置し、消防機関の検査を受けているか。	○ 適合 ・ 不適合	
入居者の尊厳を守り、心身の健康を保持するための項目			
8	各居室は界壁により区分されているか。	○ 適合 ・ 不適合	
9	各居室の入居者1人当たりの面積は壁芯13㎡以上(既存の建築物を転用した場合等で必要な要件を満たした場合は7.43㎡以上)であるか。	○ 適合 ・ 不適合	
10	すべての居室の定員が1人又は2人(配偶者及び3親等以内の親族を対象)であるか。	○ 適合 ・ 不適合	
11	入居時及び定期的に健康診断を受ける機会を提供しているか。	○ 適合 ・ 不適合	
12	緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録を作成することが決められているか。	○ 適合 ・ 不適合	
入居者の財産を保全するための項目			
13	前払金について、規定された保全措置を講じているか。	○ 適合 ・ 不適合 ・ 非該当	保全先：前払金の保全措置は、株式会社アスモ介護サービスを委託者、株式会社山田エスクロー信託を受託者、目的施設入居者を受益者とする信託保全契約を締結しています。この信託契約により保全金額に相当する部分が保全されます。(月払いプランは非該当となります)
14	前払金について、全額を返還対象としているか。 (初期償却0の場合のみ「適」とする。)	○ 適合 ・ 不適合 ・ 非該当	初期償却率： 0%
15	入居した日から3か月以内の契約解除(死亡退去含む)の場合については、既受領の前払金の全額(実費を除く。)を利用者に返還することが定められているか。	○ 適合 ・ 不適合 ・ 非該当	

※ 開設日前にあっては見込みで記入し、実際の状況については備考欄に記入すること。
※ 不適合の項目については、その具体的な状況、指針適合に向け検討している内容及び改善の期限を原則として明記し、代替措置がある場合はその内容についても記入すること。